

給付申請時の必要書類

見舞の場合、**修理終了後**に関係書類等を添えて、お送りください。

1. **公的機関(市役所などの自治体・消防署)の罹災証明書**・原則として、必ず発行を受けてください。
罹災後、速やかに証明書の発行を依頼してください。依頼しても「罹災証明書」が発行されない軽微な罹災の場合は、新聞(火災・自然災害の記事等)、インターネット自然災害の記事、天気情報等)でも可とします。
※全焼・半焼・小焼または全壊・大規模半壊・半壊・小壊の罹災は**罹災証明書の原本**が必須となります(「罹災証明書」の原本と罹災状況の写真で給付します)。
※見舞(一部損壊・半壊に至らず)の場合で罹災部分修理費用実額が100万円を超える大きな罹災の場合は罹災証明書を必ず添付してください(新聞記事等では認定しません)。
※火災の場合、状況によりU Aゼンセンから依頼された調査員が現地調査委に伺います。
2. **被害を証明する写真**
※被害箇所・被害状況がわかる写真(罹災部分のアップだけではなく被害程度がわかるもの)、表札・住居表示、建物の全体がわかる写真等、数枚。
※見舞(一部損壊・半壊に至らず)の被害は、**修理終了後の写真**も必要です。
3. **被害の程度が「見舞(一部損壊)」の場合**
※罹災部分修理が対象です。
※罹災部分修理費用実額の範囲内(家財は対象外)で給付します。
※修理終了後に見積書、請求書(明細書)、領収書を添付してご請求ください。(コピー可)
※エアコン室外機、給湯器等を修理不能で買換えた場合、破損品の購入時価格がわかる書類、型番、破損状況のわかる写真、および新規購入品の価格・型番が必要です(使用年数、購入時価格、代替品価格等を基に運営規定に定めた減額率を適用します)。
4. **写真だけでは被害の判別が困難な場合……被害建物の間取り、敷地全体の見取り図(手書き可)**
※見取り図・写真による被害箇所の特定をお願いします。
5. **罹災等があった際には、速やかに修復工事・修理を行い請求してください(放置による被害拡大は対象外)。**
6. **大規模災害等ですぐに工事ができない等、正当な理由のない場合は3カ月以内に請求をお願いします。**
※**早期修理が困難な場合は、先に罹災状況報告書(別紙)により報告をお願いします。**

罹災部分修理費用実額(認定額)の考え方(定義)

- A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるために
かかった費用のことです。
- B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用
実額を認定します。(注意点は加入者のしおりを参照してください)。

床下浸水の認定方法について□

床下浸水の被害にあった場合の認定方法については次の手続きで罹災を認定します。□

(1) 業者に依頼し修復工事を行う場合□

- ① 床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行う(行った)旨が記載□
されている見積書、請求書、領収書の提出
- ② 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
- ③ 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出□

(2) 業者に依頼せず自身で修復する場合□

- ① 修復に必要な機材や薬剤(消石灰など)を購入した場合、購入店などの領収書及び明細書に
それらが記載された書類の提出□
- ② 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)□
- ③ 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出□

尚、(1)(2)の申請における罹災の認定にあたって、提出書類はそれぞれ①～③を全て必要とする。□